

羽幌町耐震改修促進計画

(概要版)

平成24年 3月

羽 幌 町



1 計画の概要

(1) 計画の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち約4分の3にあたる 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等による死亡している。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律〔最終改正 平成18年6月2日法律第 50 号〕(以下『耐震改修促進法』という。)が制定された。

羽幌町耐震改修促進計画(以下『本計画』という。)は、住宅・建築物の耐震化について、具体的な目標を設定し、目標達成のために必要な施策を計画的に進めることにより、町内における住宅・建築物の耐震性の向上を図ることを目的として、策定するものである。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第5条第7項の規定に基づき定めるものであり、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針〔平成18年1月25日国土交通省告示第184号〕(以下『基本方針』という。)、及び耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき道が定めた北海道耐震改修促進計画〔平成18年12月策定〕と整合を図るとともに、羽幌町総合振興計画〔平成24年3月策定〕及び羽幌町地域防災計画〔平成17年5月策定〕に即して定めるものとする。

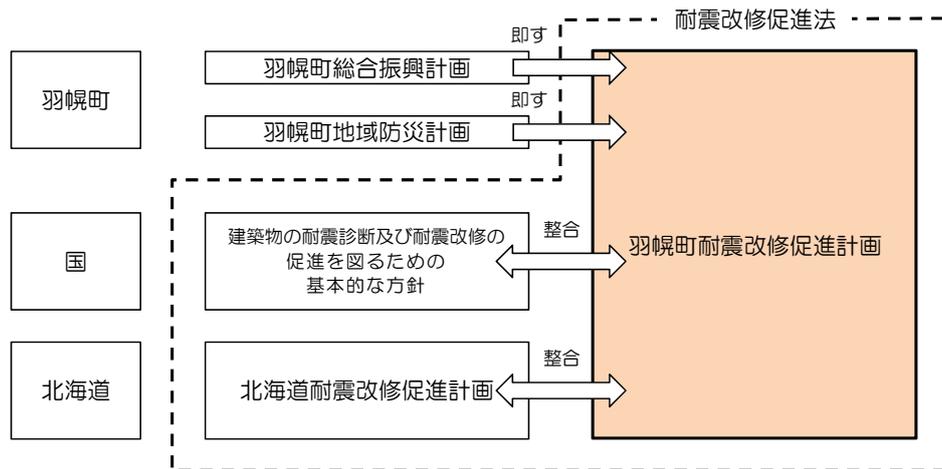


図1 本計画の位置づけ

(3) 計画の期間

計画の期間は、国の基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合性を図り、平成27年度までとする。

なお、社会情勢の大きな変化や関連計画の見直しなどにより、本計画の見直しが必要となった場合には、適宜、見直すものとする。

(4) 計画の対象区域及び対象住宅・建築物

本計画は、羽幌町全域を対象区域とする。

また、対象とする住宅・建築物は、公共建築物及び民間建築物の住宅及び特定建築物とする。

特に、昭和56年5月以前に建築した建築物については、多くが現行の耐震基準に適合していないものとして耐震化を促進する。

なお、昭和56年6月以降に建てられた住宅・建築物は、現行の耐震基準により設計・施工されているため、概ね耐震性を有していると判断する。

2 想定される地震と被害の予測

(1) 道及び中央防災会議の想定地震

北海道が策定した北海道地域防災計画地震防災計画編〔平成22年1月〕(以下『道地域防災計画』という。)では、太平洋側、日本海側及び内陸に6つの地震を想定している。

また、中央防災会議(事務局内閣府)による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会(以下『中央防災会議の専門調査会』という。)では、地震動を想定する地震として、択捉沖の地震、色丹沖の地震、根室・釧路沖の地震、十勝沖・釧路沖の地震、三陸沖北部の地震及び宮城沖の地震の6つを検討している。試算によると北海道に揺れによる建物被害が発生するのは、根室・釧路沖の地震及び十勝沖・釧路沖の地震の2つである。

本計画では、北海道立北方建築総合研究所〔現 地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部 北方建築総合研究所〕(以下『北総研』という。)の検討結果より留萌沖地震を想定地震のひとつとする。

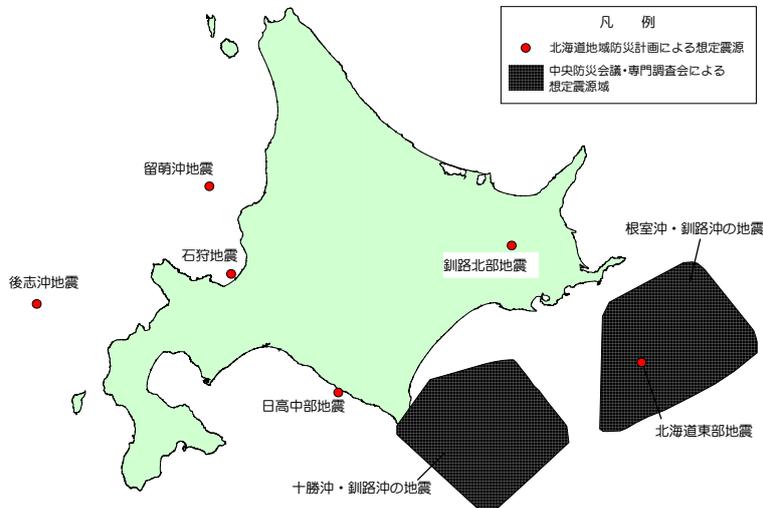


図4 道及び中央防災会議による想定地震の位置

表2 想定地震の地震名称、位置及び規模

地震名称	位置(旧測地系)	マグニチュード
石狩地震	点震源: 北緯43.25 度 東経 141.25 度	M 6.75
北海道東部地震	点震源: 北緯42.5 度 東経 146 度	M 8.25
釧路北部地震	点震源: 北緯43.5 度 東経 144.5 度	M 6.5
日高中部地震	点震源: 北緯42.25 度 東経 142.5 度	M 7.25
留萌沖地震	点震源: 北緯44 度 東経 141 度	M 7.0
後志沖地震	点震源: 北緯43 度 東経 139 度	M 7.75
十勝沖・釧路沖の地震	面震源: 図4中の断層領域	M 8.2
根室沖・釧路沖の地震	面震源: 図4中の断層領域	M 8.3

(2)地震調査研究推進本部の想定地震

地震調査研究推進本部(事務局:文部科学省)(以下『推本』という。)では、全国の主な地震について、長期的な地震の発生確率の評価など全国を概観した地震動予測地図の作成し、公表している。そのなかで道内の主要な活断層として8つの断層帯(12の断層モデル)が想定されている。

本計画では、北総研の検討結果より増毛山地東縁断層帯による地震を想定地震のひとつとする。

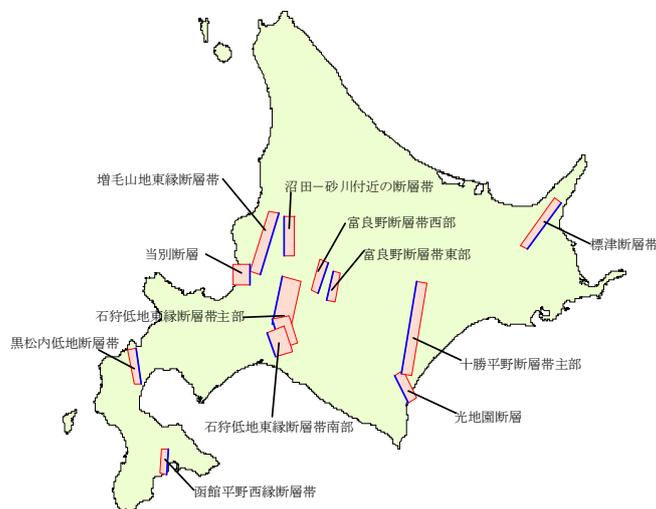


図5 推本による断層帯の位置

断層の名称	断層モデル	マグニチュード	断層長さ	断層幅	傾斜角
増毛山地東縁断層帯	増毛山地東縁断層帯	M 7.8	58 km	20 km	西 60 度
	沼田-砂川付近の断層帯	M 7.5	37 km	20 km	東 60 度

(3)全国どこでも起こりうる直下の地震

マグニチュード 6 クラスの地震を発生させる活断層は未だ確認されていないものも多いと言われている。中央防災会議では、地震に対応する活断層が地表で認められていない規模の上限として、①過去の事例(マグニチュード 6.5 以下はほとんどみられない、6.8 はみられないものもある) や、②防災上の観点(全ての地域でいつ地震が発生するか分からないとして防災対策上の備えが必要である) から、マグニチュード 6 クラスの最大である 6.9 を想定している。

このため、本計画でも羽幌町直下のマグニチュード 6.9 の地震(全国どこでも起こりうる直下の地震)を想定地震のひとつとする。

(4)想定地震の揺れ

本計画では、地震動の経験的な評価手法を用いることとし、検討を行った。(資料提供:北総研)

次の図 6~8 は、羽幌町におけるそれぞれの想定地震による各地区の震度を重ね合わせ最大となる震度を抽出して表示した震度分布図(揺れやすさマップ)である。

- ・道及び中央防災会議の想定地震 : 留萌沖地震 …図 6
- ・地震調査研究推進本部の想定地震 : 増毛山地東縁断層帯 …図 7
- ・全国どこでも起こりうる直下の想定地震 …図 8

町内のすべての地区において、全国どこでも起こりうる直下の想定地震によるものが最大で震度 6 強である。

1) 道及び中央防災会議の想定地震 留萌沖地震

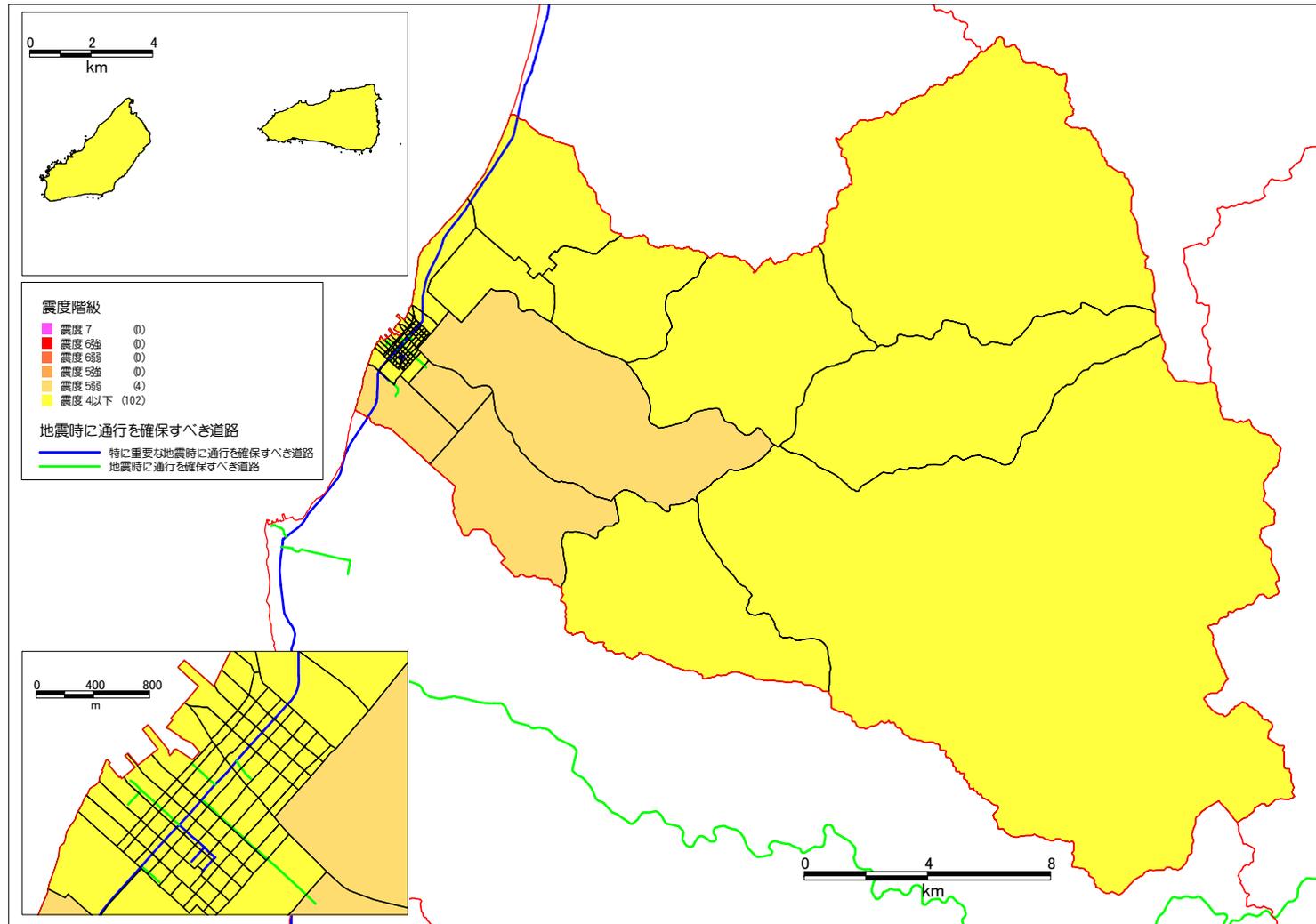


図6 留萌沖地震による震度分布

2) 地震調査研究推進本部の想定地震 増毛山地東縁断層帯

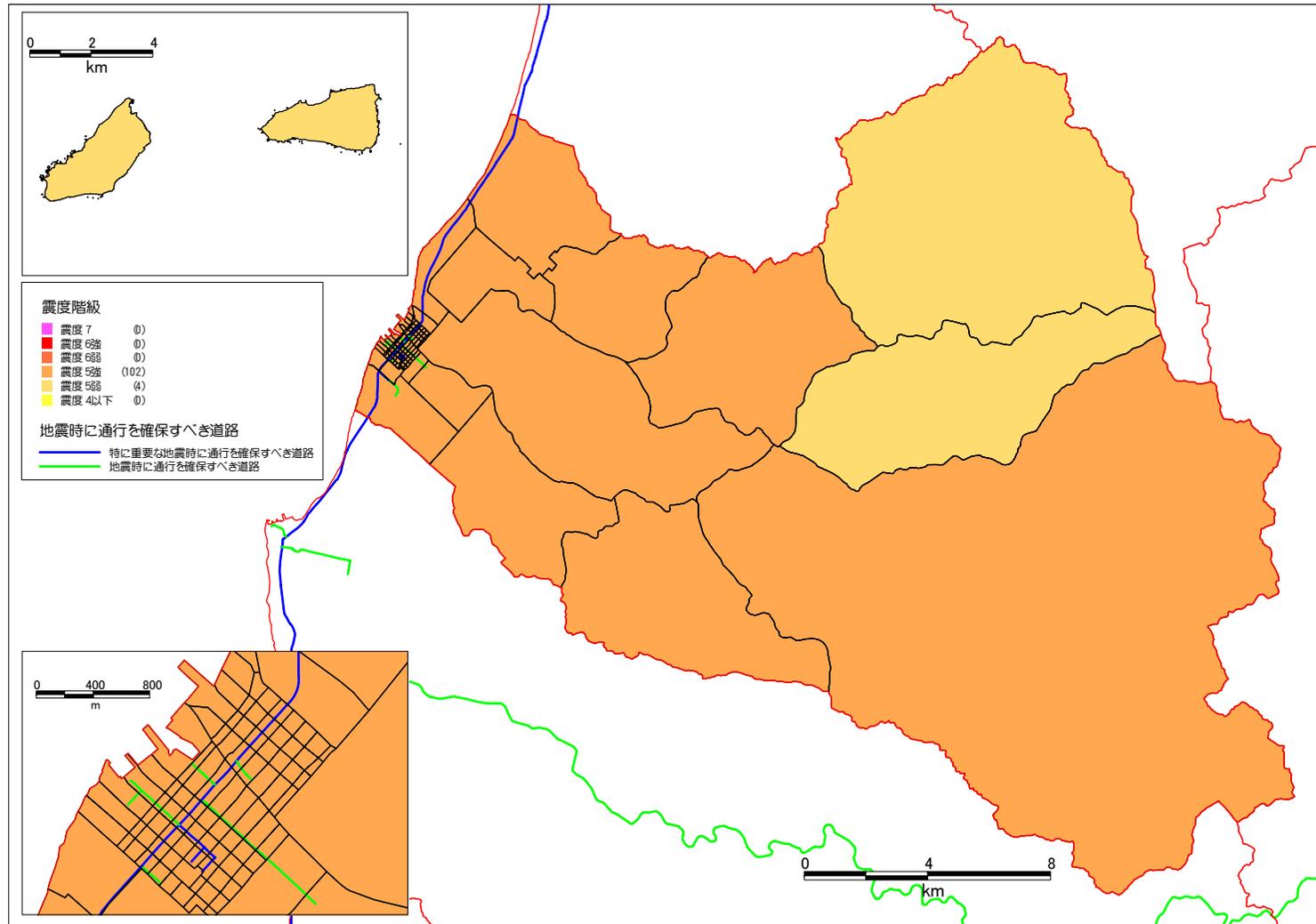


図 7 増毛山地東縁断層帯の地震による震度分布

3) 全国どこでも起こりうる直下の想定地震 マグニチュード 6.9 の地震

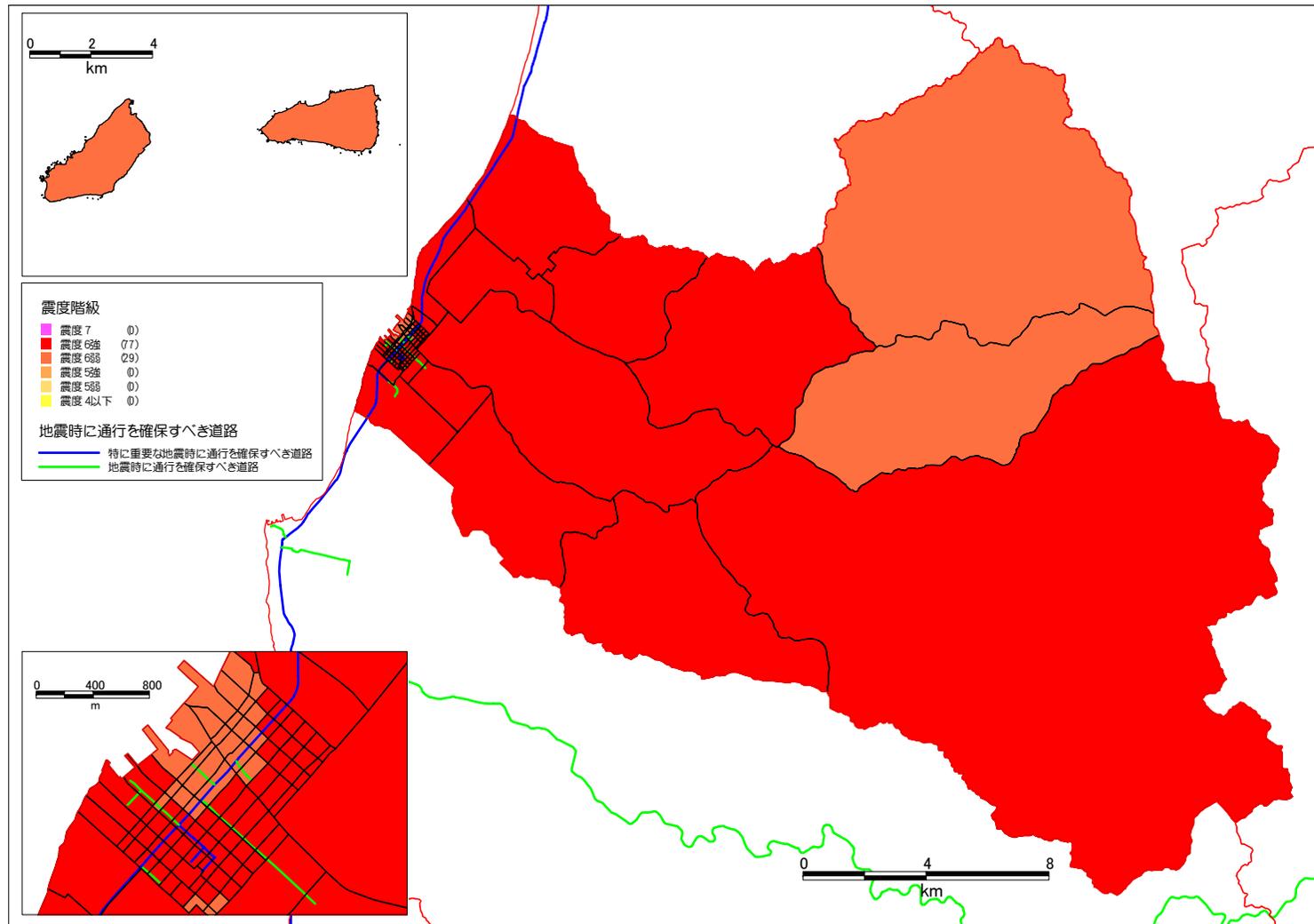


図 8 マグニチュード 6.9 の地震による震度分布

(5) 想定地震による被害

地震防災マップ作成技術資料〔平成17年3月内閣府〕等に基づき算定した、想定地震による住宅・建築物の被害及び人的被害の結果を、表4に示す。

表4 各想定地震による被害

想定地震	住宅・建築物被害						人的被害			
	木造		非木造		合計		死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)	軽傷者 (人)
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)				
留萌沖地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増毛山地東縁断層帯	0	10	0	1	0	11	0	2	0	2
全国どこでも起こりうる直下の想定地震	370	958	11	30	381	988	4	181	10	171

3 住宅・建築物の耐震化の状況

(1) 公共建築物における耐震化の状況

本計画の対象となる住宅及び特定建築物のうち、町が管理する公共建築物の耐震化の状況を表5に示す。本町が管理する公共建築物については、地震発生時に避難所となる施設や災害対策本部となる施設が含まれることから、速やかな耐震診断の実施と、適切な耐震改修が必要である。

表5 公共建築物の耐震化の状況

名称	用途	構造	階数	延べ床面積(m ²)	建築年	耐震診断	耐震改修	備考
羽幌小学校校舎	学校	CB造	地上2階	4,677.24	S28	未了	未了	
羽幌小学校体育館	学校	SRC造	地上2階	1,248.32	H元	不要	不要	
羽幌中学校校舎	学校	RC造	地上3階	5,405.00	S49	済	済	
羽幌中学校体育館	学校	鉄骨造	地上2階	1,429.00	S50	済	済	
焼尻中学校校舎	学校	鉄骨造	地上2階	1,043.46	S51	未了	未了	
天売小中学校校舎	学校	鉄骨造	地上2階	1,834.23	H16	不要	不要	
中央公民館(新館)	集会所	SRC造	地上3階	2,219.02	S61	不要	不要	
中央公民館(旧館)	集会所	RC造	地上3階	1,628.68	S39	未了	未了	
役場庁舎	事務所	RC造	地上4階	4,519.36	S45	未了	未了	
サンセットプラザはぼろ	ホテル	SRC造	地上7階	7,445.20	H6	不要	不要	
総合体育館	体育館	SRC造	地上2階	3,512.50	H9	不要	不要	
夕陽丘団地1	共同住宅	RC造	地上5階	2,616.60	S57	不要	不要	
夕陽丘団地2	共同住宅	RC造	地上5階	2,583.60	S57	不要	不要	
羽幌町武道館	武道館	鉄骨造	地上1階	1,046.40	S46	未了	未了	

※平成25年現在 役場庁舎耐震診断実施中 焼尻中学校は現在の焼尻小中学校

(2)民間住宅における耐震化の状況

1)固定資産税台帳に基づく民間住宅の総数

町内に民間住宅は3,295棟あり、そのうち昭和56年以前に建築された住宅は2,285棟、また、耐震性を有する昭和57年以降に建築された住宅は1,010棟である。

2)耐震化の状況(推計)

昭和57年以降に建築された住宅は耐震性を有しているものとする。

昭和56年以前に建築された戸建て住宅の30.2%、共同住宅の89%が耐震性を有しているものとして推計する。

以上から、本町の民間住宅の耐震化率(平成23年3月末現在)は、51.7%(1,705棟/3,295棟)であると推計される。

4 住宅・建築物の耐震化の目標

基本方針では、民間住宅、多数の者が利用する施設及び避難場所(建築物)の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標としている。

また、北海道耐震改修促進計画においても、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標としている。

本計画においても、基本方針及び北海道耐震改修促進計画との整合を図るとともに、町内の住宅・建築物の耐震化率の現状を踏まえ、地震被害の軽減を図るため、平成27年における耐震化率を9割にすることを目標とする。

5 住宅・建築物の耐震化を促進するための取組方針と施策

(1)耐震化を促進する上での課題

住宅・建築物の耐震化を促進するための課題や問題点としては、住宅・建築物の耐震化に関する「意識」と「情報」の2つが不足していることが挙げられる。

1)住宅・建築物の耐震化に関する意識の不足

平成21年11月に内閣府が実施した「防災に関する特別世論調査」によると、回答者の65.5%が耐震補強工事の実施予定がないと回答している。このように、地震対策の意識や住宅・建築物の耐震化に関する関心が低いことが、住宅・建築物の耐震化の阻害要因の一つとして考えられる。

このため、住宅・建築物の耐震化を促進するためには、地震による被害の想定とその対応などを含めて、住宅・建築物の耐震化の必要性について、総合的かつ効果的に情報提供を行い、意識啓発を図る必要がある。

2)住宅・建築物の耐震化に関する情報(技術的事項、相談窓口、支援制度など)の不足

耐震改修費については、支援制度として、平成18年度に耐震改修費用の一部に係る所得税控除が創設されており、制度の周知を図ることが考えられる。

また、耐震化工事の効果や内容、相談する窓口など、住宅・建築物の所有者にとって不明なことが多いことが、住宅・建築物の耐震化の阻害要因の一つとして考えられ、耐震改修費に対する支援制度に関する情報を含めて、住宅・建築物の耐震化に関する情報の提供に努めることが必要である。

(2)耐震化を促進するための取組方針

住宅・建築物の耐震化を進めるためには、町民自らが生命や財産を守るため、地震対策に主体的に取り組むことが必要であるが、耐震化の促進に当たっては、「意識」と「情報」の2つが不足していると考えられる。このため町は、国、道及び建築関係団体と連携して、住宅・建築物の耐震化を促進するための「意識の啓発及び知識の普及」並びに「環境の整備」に取り組むことにより、町民自らの耐震化の取組を支援することとする。

また、民間建築物である特定建築物については、不特定多数が利用する施設であることや危険物を貯蔵・処理する施設であるなど、地震発生時の危険性等を踏まえ、国、道及び建築関係団体と連携し、早急に耐震化を促進することとする。

(3)耐震化を促進するために取り組むべき施策

1)住宅・建築物の耐震化を促進するための意識の啓発及び知識の普及

① 自主防災組織等を通じた普及啓発

平成7年に発生した阪神・淡路大震災時には、被災直後から地域において自主的な救出活動や消火活動が行われ、被害の軽減に大きく貢献した。また、羽幌町地域防災計画では、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進することとしている。

これらを踏まえ、町は、自主防災組織等を通じて住宅・建築物の耐震化に関する情報等の提供を進めることにより、住宅・建築物の耐震化のための普及啓発活動を地域単位で取り組むこととする。

また、取り組むに当たっては、DIGなどを活用し、住宅・建築物の耐震化や地震発生時の円滑な避難対応などについて、住民意識の向上や情報の共有を図る。

② 住宅・建築物の耐震化に向けた地震防災パンフレット等の配布

町は、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の必要性やその効果について普及啓発を図るため、財団法人日本建築防災協会発行の一般向け地震防災パンフレットやチラシ等を、相談窓口などを通じて配布する。

また、「広報はぼろ」や建築関係団体を通じた情報提供についても、さらに充実を図る

2)住宅・建築物の耐震化を促進するための環境の整備

① 耐震化に関する相談体制の充実

近年は、悪質リフォーム、アスベスト、耐震偽装など住宅を取り巻く社会的な問題が生じたことを受けて、住宅相談の件数は増加傾向にあり、相談窓口の充実が求められている。また、これらの相談窓口では、耐震診断、改修に係る相談のみならず、住宅に関する一般的な相談やリフォームに関する相談など総合的な相談対応が図られることが望ましいと考えられる。

このため、町は、道及び建築関係団体と相互に連携し、住民に対しきめ細かな相談対応ができるよう、相談窓口を設置するとともに、相談窓口においては、耐震診断及び耐震改修のほか、住民からの住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるよう体制の整備を図ることとする。

② 地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策の推進

町は、住宅・建築物の耐震化とあわせて、家具の転倒対策、窓ガラス等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、敷地の安全対策、大規模空間の天井崩落対策など、地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策を推進する。